別表十二(一)
20欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

① 海外投資等損失準備金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	（　　）

別表十二(一)　平二十三・六・三十以後終了事業年度又は連結事業年度分

特定法人の名称等	1	（第　　号該当法人）	
本店又は主たる事務所の所在地	2		
資源開発投資法人等の認定	3	昭 平 第　・　・　号	
特定株式等の認定	4	昭 平 第　・　・　号	
特定法人株式等の保有割合の計算：期末現在の旧特定投資法人等の発行済株式又は出資の総数又は総額	5		
期末に有する旧特定投資法人等の株式又は出資の数又は金額	6		
共同して投資する内国法人等が有する旧特定海外事業法人等の株式又は出資の数又は金額	7		
保有割合 $\frac{(6)又は(6)+(7)}{(5)}$（小数点以下３位未満切捨て）	8		
当期積立額	9	円	
積立限度額の計算：当期において取得した特定株式等の取得年月日	10	平　・　・	
(10)の特定株式等のうち期末にするものの取得価			
同上の $\frac{30又は90}{100}$ 相当額	12		
取得年度に特定株式等の帳簿価額を減額した金額	13		
積立限度額 (12) － (13)	14		
積立限度超過額 (9) － (14)	15		

翌期繰越額の計算		期首海外投資等損失準備金の金額	16	円
	当期益金算入額	5年経過後5年間均等益金算入額（(29)の計）	17	
		同上以外の場合による益金算入額（(30)の計）	18	
		計 (17)＋(18)	19	
		当期積立額のうち損金算入額 (9)－(15)	20	
		期末海外投資等損失準備金の金額 (16)－(19)＋(20)	21	
貸借対照表に計上されている額との差額の明細		貸借対照表に計上されている海外投資等損失準備金	22	
		差引 (22)－(21)	23	
	当期分	貸借対照表の取崩不足額 (19)－((9)－((22)－前期の(22)))	24	
		当期に生じた差額の合計額 (15)＋(24)	25	
	前前期分以	前期末における差額（前期の(23)）	26	

P28参照

益金算入額の計算

積立事業年度		当初の積立額のうち損金算入額	期首現在の準備金額	当期益金算入額：5年経過後5年間均等益金算入による場合 (27)×$\frac{}{60}$	当期益金算入額：(29)以外の場合	翌期繰越額 (28)－(29)－(30)
		27	28	29	30	31
積立事業年度終了の日の翌日から五年を経過したもの	・　・ ・　・	円	円	円	円	
	・　・ ・　・					円
	・　・ ・　・					
	・　・ ・　・					
	・　・ ・　・					
積立事業年度終了の日の翌日から五年を経過しないもの	・　・ ・　・					
	・　・ ・　・					
	・　・ ・　・					
	・　・ ・　・					
	・　・ ・　・					
当期分						
計			円	円	円	

法　0301－1201

○　別表十二（一）「20」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
海外投資等損失準備金（資源開発事業法人（第１号該当法人で第３号該当法人を除く））	「第55条第１項第１号」又は「第９項」	00188	「20」の欄の金額
海外投資等損失準備金（資源開発投資法人（第２号該当法人で第４号該当法人を除く））	「第55条第１項第２号」又は「第９項」	00189	
海外投資等損失準備金（資源炭鉱事業法人（第３号該当法人））	「第55条第１項第３号」又は「第９項」	00190	
海外投資等損失準備金（資源炭鉱投資法人（第４号該当法人））	「第55条第１項第４号」又は「第９項」	00191	

※「第55条第９項」は企業組織再編成に伴い、損金算入の適用を受ける場合が該当します